

2014 年度点検・評価シート

I 評価項目・担当部局

対象部局	法務研究科（法科大学院）
評価基準 5	学生の受け入れ【自己評価 A】
点検・評価項目(1)	5-1 学生の受け入れ方針を明示しているか。
評価の視点	求める学生像の明示
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示
	障がいのある学生の受け入れ方針
点検・評価項目(2)	5-2 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか。
評価の視点	学生募集方法、入学選抜方法の適切性
	入学選抜において透明性を確保するための措置の適切性
点検・評価項目(3)	5-3 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
評価の視点	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応
点検・評価項目(4)	5-4 学生募集および入学選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

II【点検・評価項目ごとの現状説明】

5-1	アドミッションポリシー（入学受け入れの方針）は明文化されている。「法務研究科は、法科大学院の設立趣旨である公平性、開放性、多様性を実現し、複雑化する現代社会に対応できる法曹を養成するため、有能な社会人・非法学部出身者を幅広く受け入れるとともに、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成と実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、下記のような能力および意欲を有する人物を求めます。 1. 法曹養成教育の前提となる論理的判断力、分析的判断力、長文読解力、表現力を十分に有する人 2. 豊かな人間性や感受性、幅広い教養、柔軟な思考力、説得・交渉力、社会や人間に対する洞察力を有する人 3. 高い倫理観や責任感を有し、基本的人権を擁護し社会正義を実現することに情熱や意欲を有する人」 障がい者支援の方針は、対象者数が限定されているため特段の設けてはいないが、障がい者が存在する場合は学生課と連携し個々のケースに応じて個別に対応する。現在は、在学生に障がい者はいない。
5-2	本大学院の設立趣旨である公平性、開放性、多様性を実現し、複雑化する現代社会に対応できる法曹を育成するため、社会人の受け入れを重視している。そのため、平日の夜及び土日の昼間にも授業を開講し、有職者でも履修・修了できるようにするとともに、入学試験の際には社会人としての経験や実績を適切に評価することとしている（入試判定基準）。本大学院では、入学定員 40 人のうち、社会人・非法学部出身者あわせて少なくとも入学定員の 3～5 割を受け入れる事を指針としている。選抜基準と選抜手続きは、法学未修者コースに置いては、書類審査・論文試験・面接試験の結果により合格者を決定し、法学既修者コースにおいては書類審査・法律科目試験の総合結果による合格者を決定している。適性試験の結果については、点数が送受検者の下位から 15%未満の者については不合格としている。但し、社会人として業績などを考慮し合格させることもある（入試判定基準）。学生の受け入れ、選抜方法については、ガイドブックに記載し公表している。本学の Web でも公表している。
5-3	収容定員は 120 人であるが、2014 年度 5 月現在 71 人となっている。法科大学院のおかれている現状と社会的環境の変化により、受験者は徐々に減っており、定員 40 人の削減を、平成 24 年度提案し、適切な管理を行おうと努力したが、平成 25 年 12 月の理事会において平成 27 年度からの学生募集停止が決定された。収容定員に対する在籍学生数比率は 59%である。
5-4	入試委員会において、入学判定基準を含め、入試方法を毎回検討し、公正と適切さを確認している。

【効果が上がっている事項】

5-1	
5-2	
5-3	
5-4	

【改善すべき事項】

5-1	
5-2	
5-3	
5-4	

2014 年度入試判定基準

《指標データ》

なし

Ⅲ【達成目標】目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの	評価				
			2014	2015	2016	2017	2018
中期目標 (2014～ 2018)			→				
			→				
			→				
14 年度 目標			→				
			→				
			→				